

Living information

お知らせ

ラポルテ市民サービスコーナー

☎月～水・金曜:午前10時～午後6時/土曜・祝日・振替休日:午前10時～午後5時(休業日)木・日曜(祝日が木・日曜の場合も休業)☎住民票・印鑑登録証明書(印鑑登録証が必要)・戸籍全部・個人事項証明書・市民税県民税課税証明書などの証明書発行※本庁での確認が必要なのは発行ができない場合があります ☎ラポルテ市民サービスコーナー ☎31-3130・ラポルテ本館3階

マイナンバーカード



☎所市役所北館1階 ☎市民課マイナンバー担当 ☎38-2070

【マイナンバーカードを取得すると次のサービスが受けられます】

- ①本人確認書類として利用できる
- ②住民票など証明書を安く、コンビニでも受け取り可能
- ③税の確定申告など、インターネットでの手続き可能
- ④健康保険証としての利用(別途登録が必要)
- ⑤新型コロナウイルスワクチン接種証明書(電子版)の利用
- ⑥マイナポイントの受け取り※芦屋市立図書館の図書貸出券(令和4年9月)や運転免許証(令和6年度末)としても利用予定

【交付窓口休日開庁日】
☎6月4日(土)午前9時～午後1時 ☎マイナンバーカードの受け取り・申請・電子証明書の更新

【出張申請受け付け】
☎令和5年3月末まで ☎申請を希望する団体へ市職員が出向き、申請用写真の撮影や受け付けを無料で行います
☎5人以上のグループ
【マイナポイント第2弾】
☎マイナンバーカードを令和4年9月

末までに取得しマイナポイントの申し込みを行っていない人はチャージやお買い物で最大5,000円分のポイントが受けられます。またマイナンバーカードを利用しての公金受け取り口座登録・健康保険証利用の登録でそれぞれ7,500円分のポイントが受けられます。別途手続きが必要なキャッシュレス決済サービスもあります。



飼い犬・猫へのマイクログリップ装着



☎令和4年6月1日からブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫にはマイクログリップの装着が義務化されました。ブリーダーやペットショップから購入する場合は、飼育主情報の登録が必要になります ☎環境課 ☎38-2050



国民年金保険料の免除・納付猶予

所得の減少や失業等により、保険料の納付が困難な人への制度です

【免除】
☎免除期間は受給資格期間に加算され、将来の年金額にも免除の種類に応じて一部反映されます【保険料】全額免除(0円)、4分の3免除(4,150円)、半額免除(8,300円)、4分の1免除(12,440円)
【納付猶予】

☎猶予期間は受給資格期間には算入されますが、将来の年金額には反映されません ☎本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の人 ☎いずれも本人確認書類(マイナンバーカード等)、失業による申請の場合は離職票等を持参し、下記へ
【保険料の追納】
免除・猶予期間の保険料を10年以内に納めることで、将来の年金額に反映されます ☎市民課管理係(年金担当) ☎38-2036



凡例…☎日時(日程) ☎会場・場所 ☎内容 ☎対象・定員 ☎講師
☎出演 ☎費用(記載のない催しは無料) ☎持ち物 ☎申し込み
☎問い合わせ

1.17あしやフェニックス基金の助成案内

市民グループや大学生等のボランティア活動等への取り組みを支援します

【助成の対象となる活動】

- ▶被災地または被災地以外での被災者の自立支援ならびに被災地域の復旧および復興を支援する活動
- ▶防災意識の高揚および自主防災組織の構築に関する活動
- ▶防災および復興に関するボランティアの育成
- ▶阪神・淡路大震災の教訓を語り継ぐ活動
- ▶阪神・淡路大震災に係る災害や復興に関する資料展示
- ▶阪神・淡路大震災に係る慰霊および追悼に関する事業
- ▶その他1.17あしやフェニックス基金の目的に添うと認められる活動 ※詳細は下記へ

☎政策推進課 ☎38-2127/☎31-4841

令和4年第2回市議会定例会



☎6月6日(月)【本会議】開会、議会役員選挙、委員の選任
7日(火)【建設公営企業常任委員会】
8日(水)【民生文教常任委員会】
9日(木)【総務常任委員会】
14日～16日【本会議】一般質問等
27日(月)【本会議】採決・閉会
☎市議会事務局 ☎38-2001



無年金外国籍高齢者等福祉給付金

【給付金の申請受け付けは6月10日(金)まで】
☎大正15年(1926年)4月1日以前に生まれたかたで、次のいずれかにあてはまる人
①昭和57年(1982年)1月1日現在、日本国内で外国人登録法による居住地登録をしていた
②昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録法による居住地登録をし、昭和36年(1961年)4月

1日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができない
③日本人で、長期間海外に在住し、昭和36年(1961年)4月1日以降に帰国し、年金受給資格期間を制度上満たすことができない
※次の人は対象外。公的年金等(年額712,000円以上)の受給者/芦屋市重度障害者等特別給付金の受給者/生活保護の受給者/本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超える人
【支給月額】33,208円 ☎市民課管理係 ☎38-2030



知ってください、ヘルプマーク



援助・配慮を必要としている人がいます ☎このマークは内部障がいがある・妊娠初期など、外見では配慮が必要だと気づいてもらいにくい人が携帯しています。電車・バスの中で席をゆずるなど思いやりのある行動をお願いします ☎地域福祉課管理係 ☎38-2153



各種相談

総合相談窓口

☎社会福祉協議会 ☎31-0681/☎32-7529 ☎毎週月～金曜・午前9時～午後5時30分(祝日除く) ☎保健福祉センター ☎生活に困っていること、仕事の悩みなど
【セブシオ出張相談】
☎6月14日(火)午後2時～4時 ☎セブインレブ潮芦屋店内



DV相談室

☎毎週月～金曜・午前9時～午後5時30分 ☎配偶者等からの暴力の相談 ☎芦屋市DV相談室 ☎38-9100